

## 直接請求による県民投票条例制定議案の審議

知事は、令和2年5月26日に、県民から地方自治法第74条第1項の規定による「東海第二発電所の再稼働の賛否を問う県民投票条例」制定の請求を受理し、同条第3項の規定により、意見を付けて令和2年第2回定例会に付議しました。このような直接請求<sup>※1</sup>は、本県では昭和47年以来2回目となります。

議案を付託された防災環境産業委員会は、総務企画委員会と連合審査会<sup>※2</sup>を開催し、参考人の意見聴取を経て、多角的な視点から慎重に審査を行いました。議案は閉会日の本会議において、最終的に賛成少数で否決されました。

### 1 条例(案)の主な条文

- 第1条 この条例は、日本原子力発電株式会社東海第二発電所の再稼働の知事の判断において、県民の意思を的確に反映させることを目的とする。
- 第2条 前条の目的を達成するため、東海第二発電所の再稼働の賛否を問う、県民による投票を実施する。
- 第4条 県民投票の期日は、知事が再稼働の是非を判断するまでの期間において、知事が定める。(第2項略)
- 第11条 投票資格者は、東海第二発電所の再稼働に賛成するときは投票用紙の賛成欄に、反対するときは投票用紙の反対欄に、自ら○の記号を記載して投票箱に入れるものとする。
- 第18条 県民投票において、有効投票総数の過半数の結果が、投票資格者総数の4分の1以上に達したときは、知事及び県議会は投票結果を尊重するものとする。
- 2 前項の場合において、知事は、日本原子力発電株式会社、国及び関係機関と協議して、東海第二発電所の再稼働の是非に関して、投票結果に示された県民の意思が正しく反映されるように努めるものとする。

### 2 条例制定請求の要旨

- ・ 広く県民の意思を確認する方法として、県民投票の実施が最も適していると考えられる。
- ・ 県民投票が実施されることになれば、東海第二発電所の再稼働等による将来への影響について、多方面からさまざまな情報が広く県民に提供され、県民は、熟慮と討議を重ねた上で賛否の判断を行い、個々の選択を表明できるようになる。
- ・ 住民アンケートなどの手段では、意思表明できるのは一部の県民に限られ、多様な情報に基づく熟議の上での回答となるか不明である。
- ・ 選挙の際に知事や多くの議員は再稼働に対する賛否を明らかにしておらず、有権者がこの問題に関する判断を委ねたということではできない。
- ・ 東海第二発電所の再稼働は、社会的にも、経済的にも、県民の生活に大きな影響を及ぼすことから、間接民主制を補完する手段としての県民投票の実施を求める。

### 3 請求に係る条例案に付された知事意見の要旨

- ・ 東海第二発電所の新規規制基準適合性審査などの結果に係る住民説明会や、安全対策に係る意見募集においては、県民から安全性に対する懸念の声が数多く寄せられた。このため、県では、県民意見も踏まえ安全性の検証を行い、安全対策により、どのような事故・災害にどの程度まで対応できるようになるのかを県民に示すこととしている。
- ・ 国の防災基本計画では、東海第二発電所から約30キロメートル圏内の14市町村に、広域避難計画を策定することを義務付けている。策定済みの県と5市町には、避難計画の実効性を懸念する意見が寄せられていることから、県では、国、市町村および関係機関とともに、解決を図るべき諸課題を共有・認識した上で、実効性ある避難計画の策定に取り組むとともに、避難計画を検証し、その結果を県民に示すこととしている。
- ・ 県では、東海第二発電所の再稼働の是非については、まずは、安全性の検証と実効性ある避難計画の策定に取り組み、県民に情報提供した上で、県民や、避難計画を策定する市町村ならびに県議会の意見を伺いながら判断していくこととしている。その意見を聴く方法は、本条例案の県民投票を含めさまざまな方法があることから、慎重に検討していく必要があると考えている。

### 4 県議会における審議の要旨

- ・ 本議案を付託された防災環境産業委員会は、県民の直接請求という重要性に鑑み、地方自治法などの法令解釈などを担う総務部を所管する総務企画委員会との連合審査会を開催し、多角的な視点から審査を行い、各委員から意見表明がありました(主な賛成・反対意見は下表のとおり)。
- ・ この審査に続き実施された防災環境産業委員会における採決の際、継続審査<sup>※3</sup>にすべきとの動議<sup>※4</sup>および少数意見の留保<sup>※5</sup>が提出され、採決の結果、本議案は、賛成少数により否決されました。
- ・ 閉会日の本会議においては、本議案に関し、各党派から討論<sup>※6</sup>が実施され、その後の採決により、最終的に賛成少数で否決されました。

### 【主な賛成・反対意見】

#### 賛成意見

- ・ 賛成であるが、十分な時間をかけて議論を行うために継続審査を提案する。
- ・ 発電所の再稼働は全県民に関わる重大な問題であり、全ての県民にその決定に参加して欲しい。
- ・ 県政史上2例目の住民直接請求を尊重する立場から本議案に賛成する。
- ・ 署名活動が始まったのは、県議会の審議が不十分と感じたためである。県民投票を実施し、今後の政策決定において、投票結果を参酌すべき。 など

#### 反対(慎重)意見

- ・ 県民投票がいつ実施されるか明示されておらず、代議制の補完として、緊急的事項に関し住民意思を問う直接請求制度の趣旨に反する。
- ・ 再稼働の賛否を問う時期について、知事は安全性検証などの条件が整わない限り判断しないとしており、県民に安全性などの情報提供がされず、何をいつ聴くか未定である現時点で、意見を聴く方法だけ決めることは妥当ではない。
- ・ 県民投票を行う場合は、首長、議会および県民同士の十分な議論が尽くされた後に実施することで有意義なものとするべき。
- ・ 多種多様な意見を持つ県民に二者択一で選択を求めることは慎重であるべき。
- ・ 投票率によっては、結果の解釈に問題が生じる恐れがある。
- ・ 民間企業の事業に制限をかけ得る内容であり、発電所の再稼働の賛否と切り離して検討することは困難である。 など

次回の、令和2年第3回定例会は、9月4日から10月1日までの28日間の会期日程で開催される予定です。

月日	曜	議事予定
9. 4	金	議会運営委員会、本会議(開会、知事提出議案説明)
5	土	
6	日	
7	月	休会(議案調査)
8	火	休会(議案調査)
9	水	議会運営委員会、本会議(代表質問・質疑)
10	木	本会議(代表質問・質疑)
11	金	議会運営委員会、本会議(一般質問・質疑)
12	土	
13	日	
14	月	本会議(一般質問・質疑)
15	火	本会議(一般質問・質疑)
16	水	本会議(一般質問・質疑、議案常任委員会付託)
17	木	休会(委員会審査準備)
18	金	休会(常任委員会)
19	土	
20	日	
21	月	(敬老の日)
22	火	(秋分の日)
23	水	休会(常任委員会)
24	木	議会運営委員会 本会議(予算関係議案常任委員長報告、予算関係議案予算特別委員会再付託)
25	金	休会(決算特別委員会)
26	土	
27	日	
28	月	休会(予算特別委員会)
29	火	休会(魅力向上に関する調査特別委員会)
30	水	休会(議事整理)
10. 1	木	議会運営委員会、本会議(委員長報告、採決、閉会)

ことば ※4【動議】…会議の進行又は手続きに関し、議員から議会に対してなされる単純な提議であって、議会の議決を経るべきもの。  
※5【少数意見の留保】…委員会における表決の結果、多数を得られず廃棄された意見で、本会議における審議の際、委員長が行う委員会の結果報告と併せて、自ら少数意見として報告する権利を保持しておくこと。  
※6【討論】…議会の会議において、表決の前に議題となっている案件に対し、賛成か反対かの自己の意見を表明すること。